

新居浜工業高等専門学校 産休代替職員公募要項

1. 採用予定職種等

- (1) 職 種 任期付き常勤事務職員
 - (2) 所 属 新居浜工業高等専門学校事務部
 - (3) 職 務 内 容 総務課契約係において、以下の業務を行う。
 - ・ 購入依頼に基づく見積徴収、発注、支払いに係る業務
 - ・ 一般競争契約に関する業務
 - ・ 物品の管理に関する業務
 - ・ 財務会計システムのデータ入力
 - ・ その他総務課が所掌する業務
- ※（変更の範囲）変更なし

- (4) 採用予定数 1名
- (5) 採用予定日 令和8年11月18日（水）
- (6) 雇用予定期間 採用日～令和9年3月9日（火）

※産休代替職員のため、事情により雇用期間の変更等が生じる場合があります。
（雇用更新の可能性あり。更新する場合は、最長で令和10年4月30日まで。）

2. 応募資格

- (1) 高等学校以上の学歴を有する者
- (2) 採用日現在、本校の定年年齢（62歳）に達していない者
- (3) パソコン（ワード、エクセル、メール等）を用いた資料作成等ができる者

※ただし、次のア～ウのいずれかに該当する者は応募することができません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 懲戒免職又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ウ 日本国籍を有しない者で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

3. 応募期限、応募書類等

- (1) 応募期限 令和8年9月18日（金）17時必着
- (2) 応募書類 ① 履歴書（様式任意。顔写真を貼付。メールアドレスも記載。）
② 職務経歴書（様式任意）

(3) 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号

新居浜工業高等専門学校総務課人事係

TEL: 0897-37-7705 E-mail: jinji-c.off@niihama-nct.ac.jp

※応募書類は、封筒の表に「産休代替職員応募書類在中」と朱書きのうえ、総務課人事係宛てに郵送又は持参してください。

※8月11日(火)～17日(月)まで休業のため、この期間中のお問い合わせはメールでお願いします。また、お問い合わせの回答は8月18日(火)以降になります。

4. 選考方法

(1) 一次選考 書類審査

(2) 二次選考 一次選考合格者に対して、適性検査及び面接審査

○適性検査：令和8年9月25日(金)～10月1日(木)

※上記受検期間内に、WEB上での適性検査(20分)を受検してください。

詳細はメールでご案内します。

○面接審査：実施日時等の詳細は、一次選考合格者に個別にお知らせします。

5. 給与

(1) 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」により、学歴及び職歴に応じて決定します。

(2) 期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)が支給されるほか、支給要件を満たす場合は各種手当(住居手当、通勤手当、扶養手当等)が支給されます。

6. 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間 8:30～17:00(1日7時間45分)

休憩時間 12:15～13:00

※業務上の必要がある場合には、所定勤務時間外及び休日に勤務を命ずることがあります。

(2) 休日休暇等 休日は、土・日・祝日・年末年始です。休暇は、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」によります。

(3) 採用後6か月の試用期間があります。

7. 福利厚生

文部科学省共済組合(健康保険、年金)、雇用保険、労災保険に加入

8. その他

- (1) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 応募者から取得する個人情報、本校の職員を採用する目的のために利用するものであり、第三者に提供又は公表することはありません。
- (3) 応募書類は、返却しません。
- (4) 選考の過程及び成績等については、開示しません。
- (5) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を

受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。